平成３０年（フ）第２４６号
兵庫県西宮市笠屋町７番19―101号、前住所兵庫県西宮市小松町２丁目１番７号　みたちの荘201号
債務者　山下　三郎
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６０号
奈良県生駒市小平尾町53番地１　第５サンコウハイツ　204
債務者　岡田　葉子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４５号
鳥取県米子市両三柳2116番地１
債務者　田中　智之
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１６１号
岡山市中区中島284番地５　リバーサイド中島101号室
債務者　田中　次男
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９０号
岡山県倉敷市児島上の町３丁目２番９号　グリーンハイツ１―205
債務者　小田　利幸（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１号
広島県尾道市美ノ郷町中野394番地
債務者　助永　浩孝
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第９７号
愛媛県松山市石手１丁目３番13号
債務者　岸口　裕亮
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４３号
愛媛県西条市神拝乙147番地１　新堀２区264号
債務者　髙木　智弥
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第４６号
佐賀県鹿島市大字音成丙1597番地、前住所佐賀県鹿島市大字高津原3791番地１
債務者　ニュー初美こと　栗　　芳美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第５７号
宮崎県小林市堤2142番地２
債務者　大丸ゆかり
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１８０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目5013番地エスペランス和泉101号
債務者　海江田真衣
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市南栄６丁目２番地25　コーポマリン210号
債務者　坂元　寿治
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第６０号
北海道小樽市祝津１丁目１番512号　祝津住宅９号棟
債務者　渡邉　美穂
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第６３号
北海道小樽市幸３丁目20番６号
債務者　早川　良子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１８号
石川県羽咋郡志賀町西海風無リの13番地
債務者　小網よしえ
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第６９号
福井市福２丁目611番地　キーウェストＡ201
債務者　宮崎　公利
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係